

数字に見る贈与税調査の実態！

今年相続時精算課税制度がスタートして初めての申告とあって、贈与税の申告にも関心が高まっているようです。そこで、国税庁が持つ贈与税のデータから、申告と調査の実態を探ってみることにしました。

1. ターゲットになるのは、無申告事案

ここ2年の贈与税の課税状況は次の通りです。

区分/年分 (平成)	人員(人)	取得財産 価額 (百万円)	納付税額 (百万円)
13年	376,198	1,345,709	81,083
14年	360,594	1,268,514	69,178

国税庁ホームページより

これに対し、調査により加算税が課税されたケースの数字は次の通りです。

区分	過少申告 加算税		無申告加算税		重加算税	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
13年	1,303	83	9,410	877	42	131
14年	1,263	108	9,305	732	45	82

国税庁ホームページより 金額は百万円単位

申告が前提になって過少申告加算税が課税された事案よりも、6~7倍も無申告加算税が課税された事案が多いことがすぐにわかります。もちろん無申告は論外です。しかし当局が、法定調書や資産の異動に関する資料の収集によりこうしたことを把握している事実注目しておきたいところです。

2. どのくらいの贈与財産額が一番狙われているか

当局が7月1日から翌年6月末までを1事務年度という区切りにして、贈与税の調査についてまとめている数字があります。

たとえば平成13年7月から翌年6月まで(13事務年度)の1年間に贈与税の調査対象となった件数は3,353件。これに対し、この1年中に調査を完了した件数は2,689件。毎年およそ調査対象に選定した事案の件数

の80%について、調査を完了させているといわれています。

調査を完了した事案を贈与財産の金額で階層別に分けて見ると次の通りです。

区分 (万円)	13事務 年度	構成比	増差 (百万円)	構成比
500未満	1,803件	67.1%	3,548	26.6%
500以上	465件	17.3%	2,441	18.3%
1千以上	342件	12.7%	3,649	27.4%
3千以上	33件	1.2%	708	5.3%
5千以上	46件	1.7%	2,992	22.4%
合計	2,689件	100%	13,338	100%

業務統計より

当局が13事務年度の調査にかけた日数、1件当たりにかけた日数、1件当たりの増差(約・万円)は、次の通りです。

区分	総日数	構成比	日数 /1件	増差 /1件
500未満	1,553日	56.2%	0.9	196万円
500以上	524日	18.9%	1.1	525万円
1千以上	488日	17.6%	1.4	1,064万円
3千以上	79日	2.9%	2.4	2,145万円
5千以上	121日	4.4%	2.6	6,504万円
合計	2,765日	100%		

業務統計より

こう見てくると、玉数は少なくとも調査をすれば高い確率で増差が見つかるのは、どの階層になるかが見えてきます。それにともなって、当局の力の入れようは費やす日数という形でわかってきます。

当局の内部資料からはそうした大型贈与ほど、一歩間違えれば大きな損害となってくることが透けて見えます。相続時精算課税制度等の活用では計画的で慎重に取組む姿勢が必要になっているといえそうです。

(遠藤 純一)